

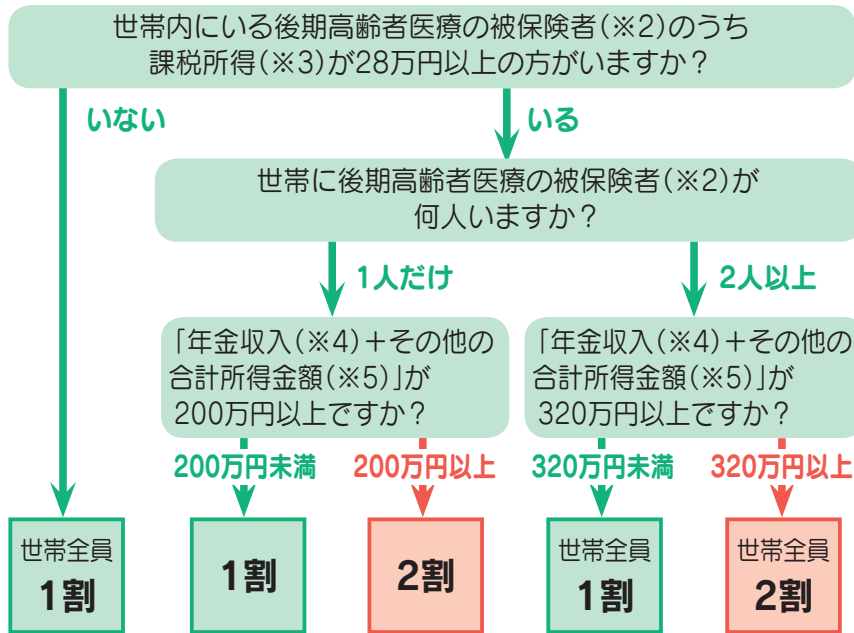
10月から後期高齢者医療制度の 窓口負担割合が見直されます

後期高齢者医療制度は、75歳（一定の障がいがある人は65歳）以上の方が加入する医療保険制度です。
令和4年以降、団塊の世代（1947～1949年生まれ）の方が75歳以上になり始めることから、医療費の増大が見込まれます。それに伴い、10月1日（土）から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者を除いて、医療費の窓口負担割合が2割に変更となります。ご理解とご協力をお願いします。
（国）保険課保険給付係 TEL 44-3191

◎窓口負担割合の判定方法

被保険者の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。

現役並み所得者（※1）は3割負担のままです。



◎保険証の更新

10月1日（土）から始まる負担割合の見直しに伴い、保険証の更新を次のとおり予定しています。

- 1回目…7月中に全加入者に市から送付（有効期間…8月1日（月）～9月30日（金））
- 2回目…9月中に全加入者に広域連合から送付（有効期間…10月1日（土）～令和5年7月31日（月））

- ※1 課税所得145万円以上で、現在医療費の窓口負担割合が3割の方
- ※2 75歳以上の方と、65～74歳で一定の障がいの状態にあると県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）から認定を受けた方
- ※3 『市民税・県民税 納税通知書』の「課税標準」の額（前年の収入（年金収入・給与収入…税金や社会保険料等が差し引かれる前の金額） 事業収入等…必要経費を差し引く前の金額）から、公的年金等控除や給与所得等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額
- ※4 公的年金（遺族年金や障害年金を除く）の税金や社会保険料等が差し引かれる前の金額
- ※5 年金収入を除く事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額

◎負担を抑える配慮措置

令和7年9月30日（火）までは、負担割合が2割となった方の1か月の外来医療の窓口負担割合の負担増加額を上限3,000円までに抑制する配慮措置が導入されます（入院の医療費は対象外）。

配慮措置の適用で払い戻し額が発生する方は、高額療養費として、登録済みの高額療養費の振込口座へ後日払い戻します。2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、9月頃に、広域連合から申請書を郵送します。

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合 1割の時 ①	5,000円
窓口負担割合 2割の時 ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

1か月 5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

ご注意ください！

広域連合や市の職員が、キャッシュカード・通帳等をお預かりしたり、ATM操作をお願いしたりすることは絶対にありません。
不審な電話があったときは、袋井警察署（44-0110）や警察相談専用電話（#9110）、または消費生活センター（1800-く連絡ください）。